

4 給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて労働局長が決定します。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも「第3種特別加入保険料申告書内訳名簿」または「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）に保険料率を乗じたものとなります。

なお、海外派遣者が、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額 ^(注) ×保険料率	
		海外派遣者の場合	保険料率 3/1000
25,000円	9,125,000円		27,375円
24,000円	8,760,000円		26,280円
22,000円	8,030,000円		24,090円
20,000円	7,300,000円		21,900円
18,000円	6,570,000円		19,710円
16,000円	5,840,000円		17,520円
14,000円	5,110,000円		15,330円
12,000円	4,380,000円		13,140円
10,000円	3,650,000円		10,950円
9,000円	3,285,000円		9,855円
8,000円	2,920,000円		8,760円
7,000円	2,555,000円		7,665円
6,000円	2,190,000円		6,570円
5,000円	1,825,000円		5,475円
4,000円	1,460,000円		4,380円
3,500円	1,277,500円		3,831円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。